

平成 30 年 2 月 27 日

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）  
付障害者施策担当「意見募集」係 御中

一般社団法人日本臨床心理士会  
会長 津川律子

「障害者基本計画（第 4 次）案に関する意見」

日頃から当会及び臨床心理士の活動につきまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。この度、「障害者基本計画（第 4 次）案」に関する意見募集に接し、当会としての要望を下記のようにまとめましたので提出いたします。

記

Ⅲ－５－（７）障害福祉を支える人材の育成・確保において、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等を福祉専門職とし、公認心理師は理学療法士らとともにリハビリテーション等に従事する者として扱われています。しかし、公認心理師につながる心理職（心理判定員）は、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所のそれぞれの成立時期から、障害内容の評価、障害者本人や家族の相談支援や心理支援等に従事してきた長い歴史を有しており、また公認心理師は多領域で働く職種として想定されている専門職です。従いまして、医療領域や教育領域等と同様に福祉領域においても従事する専門職種として記載していただくことを要望します。また、障害福祉を支える人材の育成・確保にあたっては、公認心理師を福祉領域の専門職の一員としても活用いただき、特に「相談支援体制の構築」や「障害のある子どもに対する支援の充実」に当たっては、その活用を重視していただきたく、ここに要望します。

つきましては、計画案に次のとおり公認心理師を加筆することを希望します。

Ⅲ－５－（７）障害福祉を支える人材の育成・確保

- 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師<sup>35</sup>等の福祉専門職等について、その専門性や知見の有効な活用を図りつつ、養成及び確保に努めるとともに、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士及び医療分野の公認心理師等のリハビリテーション等に従事する者<sup>36</sup>について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図る。

<sup>35</sup> 平成 30 年度に第 1 回国家試験を実施。

<sup>36</sup> 理学療法士は「PT」、作業療法士は「OT」、言語聴覚士は「ST」、公認心理師は「CP」と表記する場合もある。

以 上

【本件についての問い合わせ先】

一般社団法人日本臨床心理士会 事務局  
〒113-0033

東京都文京区本郷 2-27-8 ユニゾ本郷二丁目ビル 401

Mail : office@jsccp.jp

Tel : 03-3817-6801

Fax : 03-3817-6802